

## 第4章 支援等のための体制整備への取組

### 1 相談及び情報の提供等（基本法第11条関係）

- 地方公共団体における総合的かつ計画的な犯罪被害者等支援の促進

#### 【施策番号166】

警察においては、地方公共団体における犯罪被害者等の視点に立った総合的かつ計画的な犯罪被害者等支援に資するよう、犯罪被害者等支援を目的とした条例等の犯罪被害者等支援のための実効的な事項を盛り込んだ条例の制定又は計画・指針の策定状況に関する情報提供を行っている（警察庁ウェブサイト「犯罪被害者等施策」：<https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/local/jourei.html>）。

また、警察庁においては、「犯罪被害者等施策情報メールマガジン」において、犯罪被害者等支援を目的とした条例の制定状況及び当該条例に基づく主な支援施策等を紹介しているほか、都道府県・政令指定都市における犯罪被害者等支援を目的とした条例に関する資料「条例の小窓」を定期的に取りまとめ、警察庁ウェブサイト（<https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/>

[local/jourei/komado.pdf](https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/local/jourei/komado.pdf)）に掲載するなど、地方公共団体に対する情報提供に努めている。

さらに、令和3年3月、都道府県警察に対し、地方公共団体における条例の制定等に向けた検討等に資する協力等を行うよう指示した（令和3年3月31日付け警察庁次長依命通達別添）。

4年4月現在、39都道府県、11政令指定都市、453市区町村において、犯罪被害者等支援を目的とした条例が制定されている（P22トピックス「犯罪被害者等支援を目的とした条例の制定状況」参照）。

警察においては、地方公共団体間で格差が生じないように、犯罪被害者等支援を目的とした条例の制定等に関する情報提供等の取組を推進していく。

- 地方公共団体における総合的対応窓口等の周知の促進

#### 【施策番号167】

警察庁においては、地方公共団体における犯罪被害者等施策の窓口部局（以下「施策主管課」という。）及び総合的対応窓口の担当部局について定期的に確認しており、施策主管課については平成28年度以降、総合的対応窓口の担当部局については31年4月以降、全ての地方公共団体において確

総合的対応窓口案内用ミニのぼり



総合的対応窓口広報啓発用ボールペン及びウェットティッシュ



定している。

また、総合的対応窓口や都道府県・政令指定都市における犯罪被害者等施策等について、警察庁ウェブサイト「犯罪被害者等施策」([https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/local/madoguchi\\_list.html](https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/local/madoguchi_list.html))に掲載するなどして、国民に周知している。

さらに、政府広報テレビ番組内お知らせコーナー「聞いてナッ得！」(令和3年11月26日放送「考えてみよう！犯罪被害者を社会全体で支えていくために」。<https://www.gov-online.go.jp/pr/media/tv/kasumigaseki/movie/20211126.html>)や警察庁公式ツイッター等のSNSを活用した広報、広報啓発物の配布等を行い、総合的対応窓口の周知の促進に努めている。

- ・ 地方公共団体における専門職の活用及び連携・協力の一層の充実・強化

**【施策番号169】**

警察庁においては、犯罪被害者等の生活支援を効果的に行うため、犯罪被害者等施策主管課室長会議や地方公共団体の職員を対象とする研修等を通じ、犯罪被害者等支援の分野における社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、臨床心理士等の専門職の活用を働き掛けるとともに、総合的対応窓口と関係機関・団体との連携・協力の一層の充実・強化を要請している。

令和4年4月現在、20都道府県・政令指定都市、95市区町村において、総合的対応窓口等に専門職を配置している。

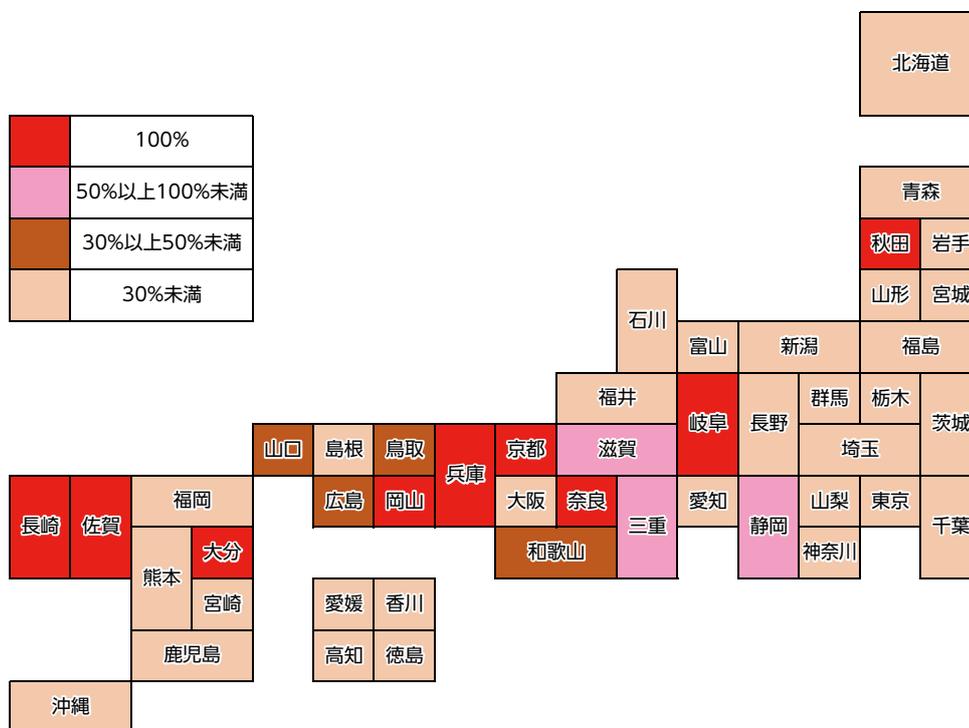
トピックス

犯罪被害者等支援を目的とした条例の制定状況

警察庁においては、地方公共団体における犯罪被害者等の視点に立った総合的かつ計画的な犯罪被害者等支援を促進するための施策を推進しているところ、全国の地方公共団体において、犯罪被害者等支援を目的とした条例を制定する動きが広がっている。

令和4年4月1日現在（47都道府県、20政令指定都市、1,721市区町村中）、39都道府県、11政令指定都市、453市区町村において、犯罪被害者等支援を目的とした条例が制定されている。

市区町村における犯罪被害者等支援を目的とした条例の制定状況（令和4年4月1日現在）



※ 犯罪被害者等支援を目的とした条例とは、専ら犯罪被害者等の支援に関する事項について定めた条例（犯罪被害者等の支援に特化した条例（特化条例））をいい、安全で安心なまちづくりの推進に関する条例のように、条例の一部に犯罪被害者等施策が盛り込まれているものは含まない。



小山市役所 市民生活安心課  
主事 千葉 大輝

私は、令和2年度に小山市職員に採用され、市民生活安心課に配属されました。  
そこで私は、市民安全相談係員として、被害者支援や市民の方々からの相談などの対応を行っています。

### ○ 小山市における取組

小山市では毎年、隣接する野木町、管轄の小山警察署、白鷗大学被害者支援学生ボランティア「ひまわり」と共催で、犯罪被害者等の置かれている現状や支援の必要性・重要性について住民に周知し、犯罪被害者支援の輪を広げ、より充実した支援活動が推進されることを目指し、犯罪被害者御遺族、警察、被害者等の取材経験があるメディア関係者等による講話や犯罪被害者等の支援に関するパネル展示などを行う「犯罪被害者等支援市町民のつどい」を開催しています。

この「つどい」は、自らも犯罪被害の御遺族である「被害者支援センターとちぎ」の和氣みち子さんの講演を聞き、「犯罪被害者等支援の必要性や現状をより多くの住民に知ってもらいたい」と発起した小山市の若手職員の提案により、平成23年度から始まりました。

残念ながら令和2年度と3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で、開催することができませんでした。私も学生時代は、被害者支援学生ボランティア「ひまわり」の一員として「つどい」に携わり、例年、多くの方にご来場いただいていたいました。

### ○ 小山市犯罪被害者等支援条例の制定

令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、例年と同様のイベントの開催などが困難となりましたが、小山市では、活動が出来ない期間を犯罪被害者等施策について検討する機会と捉え、犯罪被害者等支援条例を制定する方針を決めました。

条例制定に向けた検討委員会を発足させ、被害者支援団体、警察、検察、弁護士、医師会、白鷗大学、市民代表者、市議会議員の方々に委員を務めていただきましたが、いずれの委員からも「この条例は被害者の声を第一に」との意見をいただき、具体的支援として見舞金の支給や市営住宅の入居要件緩和などの制度を取り入れることとなりました。

また、「見舞金を申請する際、住民票や死体検案書、診断書などの必要書類の費用を被害者に負わせないで欲しい」という意見をいただいたことから、住民票については、申請者の同意を得て、市が住民票を確認することで、申請書類への添付を省略できることとしました。犯罪により亡くなられた方の死体検案書料や、傷害を負った場合の診断書料は、栃木県警察において公費で負担していることから、これら制度を利用することで、見舞金申請時に必要となる書類の費用負担をなくすことができました。

このような検討を経て、令和3年4月1日、小山市犯罪被害者等支援条例が施行されました。

### ○ 総合的対応窓口での被害者応接

条例制定後、見舞金支給対象となる傷害事件が発生しました。犯罪被害に遭われた方が来庁される前に、管轄の小山警察署と、犯罪被害に遭われた方の要望事項の引継ぎや来庁日時などについて綿密な調整を行いました。また、来庁時に犯罪被害に遭われた方が事前に申し合わせた番号を窓口職員に伝えることで、周囲の一般来庁者に聞かれることなく個室に案内するなどの対応を取りました。

犯罪被害に遭われた方に対応する前、上司からは「自己紹介をすること」、「犯罪被害に遭われた方が話しているときは傾聴に徹すること」、「犯罪被害に遭われた方になぜこの質問をするのか理由を必ず説明すること」などの助言を受けました。この助言を念頭に置いてお会いしましたが、犯罪被害に遭われた方はまだ事件の発生から間がなく、顔は腫れ上がり、治療の跡が痛々しく残っていました。私は、犯罪被害に遭われた方が被害時に受けた恐怖を思うと、何と声をかけてよいのかもわからず、淡々と見舞金の申請手続の説明をすることしかできませんでした。

それでも犯罪被害に遭われた方からは、「市役所と警察が段取りをしてくれたので、安心して申請に来ることができました」、「何もわからなかったから色々丁寧に教えてもらえて助かりました」と感謝の言葉をいただき、被害者支援に限らず、誠意をもって、相手の心情に配慮し、話を聞いたり、説明をしたりすることが大切だということを学ぶことができました。

### ○ 被害者支援に当たる自治体職員として思うこと

犯罪被害は、本人がいくら気を付けていてもゼロにすることは難しく、また、被害から立ち直ることは容易ではありません。

条例を制定することで、犯罪被害者やその御遺族の方々の方々の精神的・肉体的・経済的負担等が必ずなくなるとは言えませんが、犯罪被害に遭われた方が支援を受けることができる体制を整えておくことが自治体として重要であると考えております。

採用1年目から、条例制定といった貴重な経験ができたことは感慨深いものがありますが、被害者支援を行うに当たって条例の制定は一つのきっかけにしすぎません。今後も時代の要請に応えながら、犯罪被害に遭われた方々に必要な支援を継続していきたいと思っております。

小山市役所



市民生活安心課員



・ 被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークにおける連携の推進

**【施策番号183】**

警察においては、生活支援、医療、公判等多岐にわたる犯罪被害者等のニーズに応え、総合的な支援を行うため、警察、地方公共団体の担当部局及び相談機関、検察、法テラス、医師会、公認心理師関連団体、臨床心理士会、弁護士会並びに犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等から成る被害者支援連絡協議会を、全ての都道府県に設置し、相互に連携を図っている。

また、犯罪被害者等の具体的なニーズを把握し、事案に応じたきめ細かな総合的支援を行うため、警察署等を単位とした連絡協議会（被害者支援地域ネットワーク）を設置している。

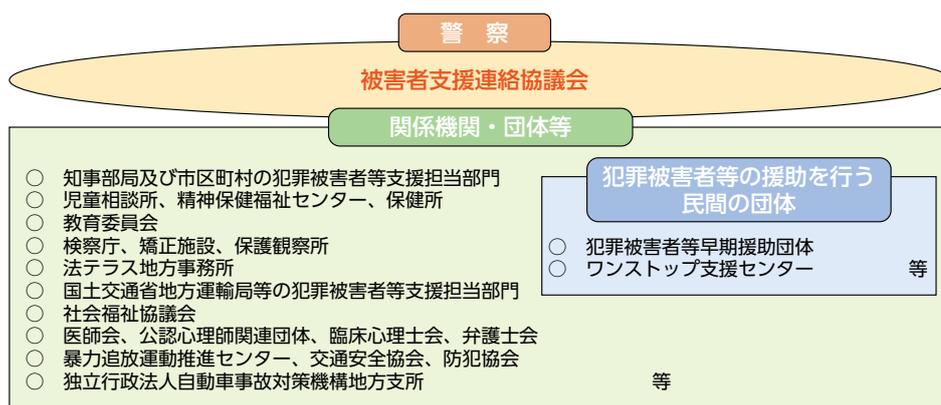
さらに、被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークについて、メンバー間の連携及び相互の協力を充実・強化し、犯罪被害者等が置かれている立場への理解を増進するための研修や、死傷者が多数に及ぶ事案等の具体的な事例を想定した実践的なシミュレーション訓練を通じて、具体的な事案に応じた対応能力の向上を図っている。

令和4年4月現在、全ての都道府県において、被害者支援連絡協議会及び計1,089の被害者支援地域ネットワークが設置され、全ての地域を網羅している。

シミュレーション訓練の様子



**警察と関係機関・団体等とのネットワーク**



## トピックス

## インターネット上の誹謗中傷等に関する取組

インターネット、特にソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）を始めとするプラットフォームサービスにおける誹謗中傷に関する問題が深刻化していることを踏まえ、総務省では、インターネット上の誹謗中傷に対して、ユーザに対する情報モラル及びICTリテラシーの向上のための啓発活動、相談対応の充実に向けた連携と体制整備等に取り組んでいる。

ユーザに対する情報モラル及びICTリテラシーの向上のための啓発活動については、法務省、一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構及び一般社団法人セーフインターネット協会と共同して、「#NoHeartNoSNS（ハートがなけりゃSNSじゃない!）」というスローガンの下でインターネット上の誹謗中傷に関する啓発を推進している。具体的には、特設サイトを開設し、相談窓口に関する情報等のSNS上のやり取りで悩む方に役立つ情報を提供するとともに、政府広報を含む様々な媒体を通じてこれらを用いた啓発を実施している。加えて、人気キャラクター『秘密結社鷹の爪』と、オリジナルキャラクター「ハートきゅん」がタイアップした動画・パンフレット等を作成し、総務省ウェブサイトで公開しているほか、総務省のSNSアカウントを活用した情報発信も行っている。

また、子育てや教育の現場での保護者や教職員の活用に資するため、インターネットにおける誹謗中傷等のトラブル事例とその予防法等をまとめた「インターネットトラブル事例集」を平成21年度（2009年度）から毎年更新・公表し、総合通信局等や教育委員会等を通じて、全国の学校等への周知を実施している。

さらに、誹謗中傷に関する内容を含む、青少年のインターネットの安全な利用に係る普及啓発を目的に、文部科学省、一般財団法人マルチメディア振興センター、通信事業者等の協力の下、18年度（2006年度）から児童・生徒、保護者、教職員等に対する学校等の現場での無料の出前講座「e-ネットキャラバン」を全国で開催している。令和2年度（2020年度）からは、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大を踏まえ、従来の集合形式に加え、リモート形式の講座も実施している。



相談対応の充実に向けた連携と体制整備については、3年度（2021年度）から総務省の運営する「違法・有害情報相談センター」の相談員の増員等の体制強化を図るとともに、行政機関や地方自治体、民間団体の相談窓口との連絡体制を構築し、様々な主体との連携を進めている。また、インターネット上の書き込みにより誹謗中傷等の被害にあった場合における相談窓口の案内図を以下のとおり公表している。

## インターネット上の誹謗中傷に関する相談窓口のご案内

インターネットの書き込みにより、誹謗中傷などの被害にあわれた場合

解決策について相談したい

悩みや不安を聞いてほしい

「まもろうよ ころろ」(厚生労働省)  
<https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro>

◎悩みや不安を抱えて困っている方に対して、気軽に相談できる窓口を紹介しています。電話、メール、チャット、SNSなど、様々な方法による相談が可能です。

・解決策がわからない  
 ・書き込みを削除したい

書き込んだ人に賠償等を求めたい

・身の危険を感じる  
 ・犯人を処罰してほしい

弁護士に相談  
 または 法テラス  
<https://www.houterasu.or.jp>

最寄りの警察署や都道府県警察本部のサイバー犯罪相談窓口  
<https://www.npa.go.jp/cyber/soudan.html>

・まずアドバイスがほしい  
 ・自分で迅速に削除依頼したい

・自分で削除依頼できない  
 ・自分の代わりに削除要請してほしい

ネットトラブルの専門家に相談したい

人権問題の専門機関に相談したい

国の機関に相談したい

民間機関に相談したい

「違法・有害情報相談センター」  
 (総務省)

 <https://www.ihaho.jp> 

迅速な助言

- ◎相談者自身で行う**削除依頼の方法**などを迅速にアドバイスします。
- ◎インターネットに関する技術や制度等の専門知識や経験を有する相談員が対応
- ◎人権侵害に限らず、様々な事案に対して幅広いアドバイスが可能
- ◎インターネットで相談の受付や相談のやりとりを行います。

※削除要請ではなくアドバイスを行う相談窓口です

「人権相談」  
 (法務省)

 <https://www.jinken.go.jp>

「みんなの人権110番」  
 0570-003-110

削除要請・助言

- ◎相談者自身で行う**削除依頼の方法**などの助言に加え、**法務局が事案に応じてプロバイダ等に対する削除要請**を行います。
- ◎削除要請は、専門的知見を有する**法務局が違法性を判断**した上で行います。
- ◎全国の法務局における面談のほか、電話やインターネットでも相談を行います(外国語にも対応)。

※違法性の判断に時間を要する場合があります

「誹謗中傷ホットライン」  
 (セーフティーインターネット協会)

 <https://www.saferinternet.or.jp/bullying>

プロバイダへの連絡

- ◎インターネット上の誹謗中傷について、連絡を受け付け、一定の基準に該当すると判断したものについては、国内外のプロバイダに**各社の利用規約等に沿った対応を促す連絡**を行います。
- ◎インターネット企業有志によって運営されるセーフティーインターネット協会(SIA)が運営しています。
- ◎インターネットで連絡を受付し、やりとりはメールで行います。

※プロバイダへの連絡を行わない場合もあります

※上記のほか、学校や地方公共団体にある相談窓口も活用してください。

- ・ 弁護士による犯罪被害者支援に対する経済的援助に関する検討

**【施策番号209】**

法務省において、令和2年7月から「犯罪被害者支援弁護士制度検討会」を開催し、第4次基本計画も踏まえ、弁護士による犯罪被害者支援に対する経済的援助に関し、対象となる犯罪被害者や弁護士活動の範囲、支援の在り方等について広く検討し、論点整理を行った。この論点整理結果を踏まえつつ、日本弁護士連合会や法テラスと連携し、実務的な観点から引き続き検討を行っている。

- ・ 被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する相談体制の充実及び理解の促進

**【施策番号227】**

警察においては、全国統一番号の警察相談専用電話（「#9110」番）や性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「#8103（ハートさん）」を設置するなど、相談体制の充実に努めている。

法務省の人権擁護機関においては、法務局の人権相談窓口のほか、社会福祉施設等における特設相談所において、法務局の職員や人権擁護委員が犯罪被害者等からの人権相談に応じている。また、犯罪被害者等である子供からの人権相談については、専用相談電話「子どもの人権110番」を設置し、人権侵害を受けた子供が安心して相談することができる環境の整備を図るとともに、令和3年8月27日から9月2日までの1週間を「全国一斉「子どもの人権110番」強化週間」とし、相談を受け付ける時間を延長するなどして、子供の人権問題に関する相談体制の充実に努めている。

さらに、教職員や保護者等の身近な者に相談することができない子供の悩みを的確に把握し、学校や関係機関と連携して様々な人権問題に対応できるよう、同年5月下旬から7月上旬にかけて、全国の小・中学

校の児童生徒全員に「子どもの人権SOSミニレター」を配布するとともに、法務省ウェブサイト上に「インターネット人権相談受付窓口（SOS-eメール）」(<https://www.jinken.go.jp/kodomo>)を設置し、インターネットを通じてパソコン、携帯電話及びスマートフォンからいつでも相談を受け付ける体制を整備するなど、相談体制の充実・強化を図っている。

加えて、若年層が人権相談にアクセスしやすくなるよう、SNSを活用した人権相談体制の整備を進めている。

女性の犯罪被害者等からの人権相談については、専用相談電話「女性の人権ホットライン」を設置するとともに、同年11月12日から同月18日までの1週間を「全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間」とするなど、相談体制の充実・強化に努めている。

このほか、日本語を自由に話すことが困難な外国人等からの人権相談については、全国50か所全ての法務局に「外国人のための人権相談所」（英語・中国語・韓国語・フィリピン語・ポルトガル語・ベトナム語・ネパール語・スペイン語・インドネシア語・タイ語の10言語に対応）及び「外国語人権相談ダイヤル」（前記10言語に対応）を設置するとともに、法務省ウェブサイト上に「外国語インターネット人権相談受付窓口」（前記10言語に対応）を開設し、外国人の犯罪被害者等にも対応できる体制を整備している。

なお、同年における犯罪被害者等からの人権相談の件数は、44件であった。

また、犯罪被害者等の人権に対する配慮と保護を図るため、「犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう」を強調事項の一つとして掲げ、啓発冊子の配布等の人権啓発活動を実施している。

法テラスにおいては、犯罪被害者支援ダイヤルにより、匿名での相談にも対応でき

る体制を整備しているほか、女性弁護士による支援を希望する犯罪被害者等のニーズに応えるため、弁護士会等と連携し、全ての都道府県において、女性の犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士(精通弁護士)を複数人確保しており、4年4月現在、その数は計971人である。

内閣府においては、インターネット及びSNSに親和性の高い若年層が性暴力被害について相談しやすいよう、2年10月から、SNSを活用した相談事業「Cure time(キュアタイム)」を試行実施している(「Cure time(キュアタイム)」についてはP14トピックス「性犯罪・性暴力被害者のための相談体制の拡充について」を、文部科学省における取組についてはP9【施策番号53】を、それぞれ参照)。

## 2 民間の団体に対する援助(基本法第22条関係)

- ・ 警察における民間の団体との連携・協力の強化

### 【施策番号248】

警察においては、公益社団法人全国被害者支援ネットワークの運営・活動に協力している。また、同ネットワークに加盟している民間被害者支援団体の運営に関しても、関係機関と連携し、必要な指導・助言を行うとともに、犯罪被害者等支援の在り方に関する意見交換等を積極的に行っている。

特に、都道府県公安委員会が犯罪被害者等早期援助団体として指定した民間被害者支援団体に対しては、犯罪被害者等の同意を得た上で、当該犯罪被害者等の氏名、犯罪被害の概要等について情報提供を行うなど、緊密な連携を図っている。

トピックス

民間被害者支援団体における犯罪被害者等支援

犯罪被害者等支援に当たっては、個々の犯罪被害者等が抱える様々な事情等に即し、警察等の関係機関・団体等と連携しながらきめ細かな対応を中長期的に行う民間被害者支援団体の存在が不可欠である。

これらの民間被害者支援団体における特徴的な取組及び支援者の手記を紹介する。

■飲酒運転根絶 新商品「飲んだら乗るな」

公益社団法人 ひょうご被害者支援センター

兵庫県加西市中の町にある酒造が、加西警察署の要請に応じて「飲んだら乗るな」（限定100本）を新商品として発売しました。「飲んだら乗るな」は加西市産の山田錦を使用した純米吟醸酒。同酒造の直販店やオンラインショップで販売されました。この商品の販売は飲酒運転根絶キャンペーン協力の一環として行われ、売上げの一部を公益社団法人ひょうご被害者支援センターに寄付いただきました。



■オンラインによるリモートカウンセリングの実施

公益社団法人 被害者支援都民センター

公益社団法人被害者支援都民センターでは、Zoomを使ったリモートカウンセリングを実施しています。新型コロナウイルス感染症の流行により行動制限がある中、相談者の方と支援者が対面できない場合でも、実際にお顔を拝見して相談に乗ることができるのが、リモートカウンセリングの利点です。

オンラインによるカウンセリングを取り入れることで、これまで全く方策がなく、電話をかけるという支援の提供しかできなかったのが、ご自宅から外出が困難な場合、また、事情により東京都を離れ遠隔地に居住することになった場合でも、心理的支援の提供を実施できるようになりました。



## ■幼児期の性暴力から子どもたちを守る 「おしえて！くもくん」オリジナル動画

公益社団法人 いいがた被害者支援センター

公益社団法人いいがた被害者支援センターでは、「すべての子どもたちに、自分の大切な心と体の守り方や必要な知識を伝えたい、必要な知識を身につけてほしい」という思いから、著者及び出版社から承諾を得て、絵本「おしえて！くもくん」の読み聞かせ動画を制作しました。子どもたちの心と体、そしてその後の長い人生を脅かす性暴力や性虐待。性被害にあった人の1割は「小学生」で、男の子の被害も少なくありません。また、知らないうちに子ども自身が加害者になっているケースもあるのです。動画には「被害者」、「加害者」、「目撃者」が登場します。性被害を受けている／与えている認識が薄く、また周囲にSOSを出す力が弱い子どもたちとプライベートゾーンについて語り合うきっかけとして、この動画をぜひ様々な場でご活用下さい（動画は学校版と家庭版があります）。



## ■支援者の手記 「支援するということ」

公益社団法人 いばらき被害者支援センター  
横須賀美和子

《偕楽園》民と偕（とも）に楽しむ場。

その名のとおり、春に魁で咲く花を愛で、香を感じ、緑を仰ぐ。後の実は、軍事の際の食糧として確保したといひます。今世間で話題となっている、烈公こと徳川齊昭が植樹したという偕楽園の梅の木のお話です。

太平洋に面した南北約190キロに渡る海岸線中央から、10キロほどの内陸の県庁所在地・水戸市に、私の所属する「いばらき被害者支援センター」はあります。

平成7年に「水戸被害者援助センター」として設立して以来、25年の流れの中で、法人化され、犯罪被害者等早期援助団体としての指定を受け、現在では、公益社団法人としての認定とともに、性暴力に特化した「性暴力被害者サポートネットワーク茨城」の相談電話を併設し運営しております。

その間には、東日本大震災、鬼怒川決壊による水害被害、令和元年東日本台風の豪雨と避ける事の出来ないうねりの中、センターとして出来る範囲での業務を続けて参りました。

一昨年からは、日本だけでなく世界中の平常な日々が奪われてしまった未曾有のコロナ禍。未知のものとの対峙は、不安と疑心と憶測だけが飛び交い、正常な判断を致しかねる状態をも招きました。

我がセンターではその間、地震や台風被害による交通手段の断絶、感染回避での対面での対応不可等、支援に関わるあらゆる面での不自由さを強いられたのも事実でした。そこに加え、センターの引越しという大きな転機の中、人員不足や財源不足という慢性的な問題を抱えながらも、センター支援員同士が、お互いの生活の事情を気遣いながら、依頼人にとって、“何が一番の支えになるか？”“何を必要としているのであろうか？”を皆で考え、その時々で対応出来得る事を続けてきたと感じています。

しかし、幾度重ねた支援でも、その後には、『果たして被害に遭った方に最善の支援となったのであろうか？』、『あの時掛けた言葉に、失礼はなかったであらうか？』、『あの時の気遣いは、相手にとって必要とされている事だったのだろうか？』と毎回思いあぐねるのです。

言葉掛けひとつにしても、被害者の感じ方や受け取り方は、その時々心の機微で揺れ動く時もあるのも事実です。それ故、予想だにしない事も起きうるという事を常に心して活動を続けて来たように憶い（おもい）ます。

図らずも長い間支援に携わらせて頂けた中で、私が念う（おもう）支援するという事は、発した言葉や行動の先には、相手の感情があるという事実を常に認識し、それらに責任を持って接していく事、そして、相手の立場に立って、必要とする支援を考え続けていく事ではないのかと、未だ応えが出るわけもなく、自問自答し続けていく事なのであらうと思うのです。